

お寄せいただきましたご意見

※ 掲載はご意見の幣法人
への到着順。

.....

(ご意見 1)

■総論

今回の改訂は、OECD 環境コモンアプローチを踏まえた内容であり、世界銀行の環境社会スタンダード(ESS)や国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダードといった世界的な基準に沿ったものと理解している。

新たに環境社会配慮について、自然環境への配慮のみならず、近年の世界的潮流である人権配慮が含まれることを明文化したことや、異議申立制度の拡充など積極的な対応については産業界も賛同する。また、FAQ の充実により、情報公開の可能なケースの例示などより具体的な指針が示されたことを評価する。

一方、ODA プロジェクトとは異なり、民間ベースの事業を進める上では、商業上の守秘義務や効率性について考慮する必要があり、我が国の競争力を阻害することのないよう他国の輸出信用機関(ECA)とのイコールフットイングが確保された適切な運用がなされることを要望する。

また、長引く新型コロナウイルス禍の影響など外部環境の変化に対する迅速な貿易保険法改正への取組みを歓迎するとともに、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する原材料・物流コストの急激な上昇など産業界は未曾有の状況下にあり、環境保全・改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトの促進について、日本政府の政策を踏まえつつ、積極的な支援の継続をお願いしたい。

■個別項目への意見

3. 環境社会配慮の確認手続き

(3) 環境レビュー 項目③

本項において「基準のベンチマークとしての参照については、OECD コモンアプローチを踏まえた対応を行う。」ことが明記されたことを支持する。我が国の競争力を阻害することのないよう他国の輸出信用機関(ECA)とのイコールフットイングが確保された適切な運用がなされることを要望する。

(3) 環境レビュー【カテゴリ A】

プロジェクトがもたらす「負の影響については、プロジェクトによる重大な人権侵害が発生する可能性が高い場合も含まれ、かかる可能性がある」と判断された場合、人権配慮確認を行う。」ことが追記されたことは、近年の世界的潮流である人権配慮に対する積極的な対応として賛同する。

一方、民間ベースの事業を進める上で、商業上の機密保持や効率性について考慮する必要があり、人権配慮の対象は当該プロジェクトに直接起因し、事業の実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定し、事業活動の過度な負担とならないようご留意いただきたい。

別紙 1

対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

(5) 社会的合意及び社会影響

(7) 非自発的住民移転

今回の改訂により、被影響住民との協議、補償について国際金融公社のパフォーマンススタンダードを踏まえた世界的な基準に沿った、より人権に配慮する内容が追記された。外部環境変化について継続的に検討がなされ、ガイドラインに反映されていることは評価に値するものと思われる。今後もガイドラインの改訂に際しては、産業界に対し事前の説明、意見聴取をお願いする。

一方、プロジェクト実施国の国家的な判断に基づき諸事が策定される場合もあり、第三国である我が国が実行面において協力可能な範囲に留意しつつ、日本側が実効性のある対応をとれるようにしていただきたい。

(ご意見 2)

1. プロジェクト所在国の環境アセスメントの手続き制度の内容や当該制度の有無にかかわらず、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにあたって提出が要件とされている「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれること、またそれらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部に含まれる場合があることをガイドライン本文乃至 FAQ にて明記すべきである。

また、環境レビュー時に公開されるカテゴリ A のプロジェクトに係る「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれること、またそれらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部に含まれる場合があることをガイドライン本文乃至 FAQ にて明記すべきである。

さらに、「カテゴリ A に必要な環境社会影響評価報告書」の項目として、「環境社会影響評価報告書には、プロジェクトがもたらす環境社会影響とその評価の他、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれていなければならない」という内容を追記すべきである。

理由：

別紙 1(1) 基本的事項、及び、(2) 対策の検討において、「このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていないなければならない特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境社会影響評価報告書が作成されなければならない」、また「モニタリング計画、環境管理計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていないなければならない。特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、詳細な環境管理のための計画が作成されていない」と明記されていることから、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにおいて NEXI が確認する「環境社会影響評価報告書」の内容には、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が不可欠であるとともに、それらの内容が独立の文書あるいは他の文書の一部である場合が想定されている。

しかし、現行ガイドライン及び改訂案では、カテゴリ A のプロジェクトに係る環境レビューにおいて NEXI が確認すべき「環境社会影響評価報告書」の内容として、代替案、緩和策、モニタリング計画、環境管理計画が含まれる旨が明示されていない。したがって、その点をガイドライン本文乃至 FAQ に明記し、運用を改善すべきであるとする。

2. 別添2「チェックリストにおける分類・チェック項目」の(分類)「1. 許認可・説明」及び(チェック項目)「・地域住民への説明」について、それぞれ「説明」ではなく、「協議」とすべきである。

理由：

現行ガイドライン及び改訂案では、「1. 許認可・説明」、「地域住民への説明」と記載されているが、今回の改訂案の別紙 1. 「(5) 社会的合意及び社会影響」において、住民協議における双方向のプロセスの重要性が確認されていることから、「1. 許認可・協議」、また「地域住民との協議」という表記がより適切と考える。

3. 「新しく追加する FAQ について」、「4 カテゴリ分類」とあるが、「FAQ の分類」としては、「カテゴリ分類」ではなく、「モニタリング」とすべきである。

理由:

「4 カテゴリ分類」に記載のある内容は、カテゴリ C 案件のモニタリング段階に係る説明であると考えられることから、「FAQ の分類」としては、「カテゴリ分類」ではなく、「モニタリング」とするのがより適切であると考えます。

(ご意見 3)

弊団体は主にメコン河流域各国における開発事業の負の影響をモニタリングしており、今回の JBIC/NEXI ガイドライン改定にあたっては、他団体とともに、ガイドライン運用の中から見えてきた問題点を挙げて論点を多数提案させていただき、コンサルテーションでご説明、議論させていただきました。

改訂案では人権配慮が明記されるなど改善も示されたが、採用された意見は指摘の一部に留まった点は憂慮している。特に以下の点については今一度、ご検討をいただけると幸いです。

- ・NEXI が実施したモニタリング結果の公開
- ・国際的基準やグッドプラクティス等と大きな乖離がある場合の背景・理由等をどのように確認したのかの説明の公開
- ・環境レビューにおいて入手すべき文書と情報公開対象の明確化

論点整理で示された JBIC/NEXI の考え方では、環境社会影響評価報告書に回避・緩和策が含まれていなくてもよいという結論と理解するが、もしそうなのであれば、3.(3)のカテゴリ A において、「負の環境影響の回避、最小化、緩和または代償及び環境改善を図るための方策も含め、プロジェクトが有する潜在的な正および負の環境影響を確認する」「日本貿易保険は、輸出者等を通じ、プロジェクト実施者により準備されたこれらの文書の提出を受けて、環境レビューを行う」とされていることから、「これらの文書」を規定している・(中黒 3 点)に追加もしくは中黒の 1 点目の中で、上述の方策について記された文書について言及すべきである。

そして、当該文書も、環境社会影響評価報告書等と同様に、入手状況及び当該文書が環境レビュー時の情報公開対象であることを、6.(2)の情報公開、に追記すべきである。

以上